



平成 25 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ポ イ ン ト
代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 福 田 三 千 男
(コ ー ド 番 号 2 6 8 5 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 新 谷 亮
(T E L : 0 3 - 6 8 9 5 - 6 0 1 1)

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 28 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 459 条第 1 項及び当社定款により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 25 年 5 月 29 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 25 年 6 月 25 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの終了をもって、平成 25 年 5 月 28 日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社ポイント
茨城県水戸市泉町三丁目 1 番 27 号

(2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

- | | |
|-------------|--|
| ① 買付け等の期間 | 平成 25 年 5 月 29 日（水曜日）から平成 25 年 6 月 25 日（火曜日）
まで（20 営業日） |
| ② 公開買付開始公告日 | 平成 25 年 5 月 29 日（水曜日） |

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、4,000 円

(5) 決済の方法

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 | 野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 |
|-------------------------------------|-------------------------------|

② 決済の開始日

平成 25 年 7 月 18 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i) 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

（イ）応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10.147%（所得税及び復興特別所得税 7.147%、住民税 3%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 3% は特別徴収されません）。ただし、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

（ロ）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

ii) 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成 25 年 6 月 25 日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成 25 年 7 月 17 日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	1,000,000株	一株	1,000,120株	1,000,000株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数が買付予定数(1,000,000株)を超えたため、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(10株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ポイント	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウ サウスタワー(東京本部)
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得した期間 | 平成25年5月29日(水曜日)から平成25年6月25日(火曜日)まで |
| (2) 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| (3) 取得した株式の総数 | 1,000,000株
(注) 発行済株式総数に対する割合 4.10%
(小数点以下第三位を四捨五入) |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 4,000,000,000円
(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料他諸経費は含まれておりません。 |
| (5) 取得方法 | 公開買付けの方法による |

なお、本公開買付けをもって平成25年5月28日開催の取締役会において決議いたしました会社法第459条第1項及び当社定款により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 平成25年5月28日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する期間 | 平成25年5月29日から平成25年8月15日まで |
| (2) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (3) 取得する株式の総数 | 1,000,010株
(注) 発行済株式総数に対する割合 4.10%
(小数点以下第三位を四捨五入) |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 4,000,040,000円 |

以 上